

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
3月17日
(火曜日)

目 次

- 告示
家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)……………一
- 公告
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区波野(御蔵戸)換地区)の換地処分(農村整備課)……………三
国営二島西地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)の換地処分(農村整備課)……………三
県営古屋地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………三
県営田床第1地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………三
公共測量の実施の終了(監理課)……………三
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………四
○選管告示
直接請求に必要な有権者の数……………四
政治団体の名称等……………四
政治団体の異動事項……………五
解散等に係る政治団体の名称等……………五
資金管理団体の名称等……………六
資金管理団体の異動事項……………六
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………六



山口県告示第八十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家

畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 牛のヨーネ病検査

(一) 目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため

(二) 区域
山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢又は推定月齢が満二十四月以上の雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- 5 繁殖の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

- 1 予備的抗体検出法(スクリーニング法)
 - 2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法
- 二 伝達性海綿状脳症検査

(一) 目的
伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(二) 区域
山口県全域(萩市見島を除く。)

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体
- 2 月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体で死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していたもの(1に掲げるものを除く。)
- 3 月齢又は推定月齢が満九十六月以上で死亡した牛の死体(1及び2に掲げるもの)

- のを除く。)
- (四) 期日
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)
2 めん羊、山羊及びびりによる検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査
- 三 豚熱検査
(一) 目的
豚熱の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が検査の必要があると認める豚
- (四) 期日
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
酵素免疫測定法(エライザ法)
- 四 豚のオーエスキー病検査
(一) 目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- (四) 期日
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
ラテックス凝集反応法
- 五 鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査
(一) 目的
鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- (二) 区域

- (三) 山口県全域
対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- (四) 期日
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)
- 六 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査
(一) 目的
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- (四) 期日
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
急速凝集反応法
- 七 腐蛆病検査
(一) 目的
腐蛆病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 蜜蜂の全部
2 転飼しようとする蜜蜂
- (四) 期日
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法
肉眼検査



(四七) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区波野（御蔵戸）換地区）の換地処分
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区波野（御蔵戸）換地区の換地処分を
次のとおり行いました。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 換地処分の年月日
令和二年三月二日
二 換地処分の内容
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区波野（御蔵戸）換地区）換地計画書に記載
された換地計画のとおり

(四八) 県営二島西地区経営体育成基盤整備事業（第二換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営二島西地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第二換地区の換地処分を次のと
り行いました。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 換地処分の年月日
令和二年三月四日
二 換地処分の内容
県営二島西地区経営体育成基盤整備事業（第二換地区）換地計画書に記載された換
地計画のとおり

(四九) 県営古屋地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営
古屋地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五

項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類
県営古屋地区農村地域防災減災事業計画書の写し
二 縦覧の期間
令和二年三月十八日から同年四月六日まで
三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(五〇) 県営田床第1地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営
田床第1地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条
第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類
県営田床第1地区農村地域防災減災事業計画書の写し
二 縦覧の期間
令和二年三月十八日から同年四月六日まで
三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(五一) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知が
ありました。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

長門市油谷伊上、油谷河原及び油谷久富

三 作業の期間

令和元年十月三日から令和二年一月三十一日まで

(五二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和二年三月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字坂ノ下巻ノ割

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施九一六番地三

株式会社ジューケン



山口県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

令和二年三月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、一四四
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四四、六四六
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四四、六四六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一四八、七四七、七五七、七六二
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	一四八、七四七、七五七、七六二
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四四、六四六
県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二四四、六四六

山口県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年三月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出日)
	氏名	公職の種類				
れいわ新選組山口県第4区総支部	竹村 克司	衆議院議員	竹村 克司	下関市唐戸町3番14号	政治資金規正法第19条第7号に係る国会議員の關係政治団体	令和2、26

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出日)
梅本洋平後援会	梅本 洋平	市川 真也	防府市大字田島7744の4		令和2、7
緯でつくる克彦の会	小田村克彦	原田 和弘	山口市桜島5丁目11番11号		” 6
元氣な郷をつくる龍泉仁之後援会	龍泉 仁之	龍泉 美鈴	周南市大字呼坂418の171		” 21
清水ゆうき後援会	清水 信夫	清水 喬大	光市島田5丁目9番31号		” 5
森重豊後援会	森重 豊	清水 論	防府市大字奈美599		” 28
山崎優後援会	山崎 優	山崎 優	周南市古川町7番12号		” 18

山口県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年三月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内容		備考 (届出日)
			異動	旧	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	令和元、27
		代表者	猶野 克	小泉 利治	” 7、27

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
公明党山口総支部	猶野 克	克 康彦	鴻池 博之	令和2、28
公明党東山口総支部	上岡 康彦	会計責任者	金子 優子	” ”
公明党山口総支部	曾田 聡	”	河合 伸治	” ”
宇多村しろう後援会	松富 博史	代表者	村上 満典	” ”
えんどう伸一後援会	遠藤 伸一	事務所	森重 泰信	” ”
田中豊文後援会	田中 豊文	会計責任者	周南市長穂1045の9	” ” 10
東城しのお後援会	東城しのお	事務所	下関市上田中町4丁目1番6号	” ” 13
藤道健二後援会	相本 久繁	代表者	新原 良夫	” ” 17
山口県柔道整復師連盟	藤本 義秀	会計責任者	登城 宏司	” ” 14
米本正明後援会	米本 道江	代表者	山下 泉	令和元、5、19
			米本 清明	令和2、10

山口県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年三月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
小泉利治後援会	小泉 利治	小泉真理子	宇部市大小路2丁目7番35-5号	令和元、12、31
なかいそ利博後援会	中磯 和子	津島 宏保	玖珂郡和木町和木3丁目3番42号	” ”
ふじわら信治後援会	藤原 信治	藤原 絹代	萩市大字椿東2646	” ”

山口県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年三月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (届出年月日)
小田村克彦	山口県議会議員	維でつくる克彦の会	山口市桜島5丁目//番//号	小田村克彦	令和2、/

山口県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年三月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
遠藤 伸一	えんどう伸一後援会	事務所	周南市城ヶ丘5丁目8番40号	周南市長穂1045の9	令和2、/10
東城しのぶ	東城しのぶ後援会	〃	下関市大字石原10147の8	下関市上田中町4丁目/番6号	〃 / 17

山口県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年三月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなくなった年月日)
小泉 利治	小泉利治後援会	令和元、/2、/31